

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第41回 議事録

1 日時：平成20年6月24日（火）16：15～17：15

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、井川 泉、石井 亮平、石橋 庸敏、植井 理行、大淵 哲也、
大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、
高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、長田 三紀
（以上20名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、榊原 美紀（松下電器産業株式会社）、長谷川 洋（株式会社テレビ
朝日）、藤沢 秀一（日本放送協会）、松岡 達雄（日本電信電話株式会社）、元橋 圭哉（日
本放送協会）、安江 憲介（サイエント ジャパン株式会社）、山崎 博司（社団法人日本音
楽事業者協会）、

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信作品振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送
課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 ただいまから情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」第41回の会合を開催いたします。委員の皆さん、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

本日、ご欠席の委員とご出席のオブザーバーにつきましては、席上の資料の通りです。前回、答申骨子案で議論をしていただいた結果を反映させた答申骨子案に基づきまして、昨日、情報通信審議会の情報通信政策部会で私から報告致しました。昨日の部会のご意見に基づき、骨子案の修正をしておりますので、本日は、部会での委員の発言を反映させたものをご説明し、ご確認いただいた後に審議していただきます。その前に関委員から、ダビング10の開始時期の確定についてご説明をしていただきます。お願いいたします。

【関委員】 19日の本委員会を受けた話でございますが、D p aの方は昨年8月の答申に基づきまして、昨年来ダビング10の早期導入ということを図るために、運用規定の改定、それ

から放送事業者、メーカーの方の準備作業ということを行ってまいりました。その後の経過は、この委員会でも何回かご報告しているとおりでございます。

19日の委員会で、委員会の方から、また主査の村井先生の方から、開始日時をD p aの方で確定しろということのご指示を受けまして、早速20日の日に、まず放送事業者、それからメーカーの方の準備状況をチェックいたしました。その上で、基本的に準備が整っているということもございますので、ダウンロードとか残った色々なことがありますので、そういうこともかんがみて、7月4日の午前4時開始ということではどうかと、D p aの技術委員会でメール審議をいたしました。

たった1日のメール審議でございましたが基本的に異論はないということで、昨日の正午にD p a技術委員会としては、運用開始日時を7月4日金曜日午前4時と確定するというところで決定いたしました。

この決定に関しましては昨日の政策部会の方でもご報告いたしましたが、改めてもとの委員会の方にも今報告させていただきたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

運用開始日時を7月4日午前4時で進めていただくというご報告でした。どうもありがとうございます。引き続きまして、先ほどご説明申し上げました、昨日の部会の意見を踏まえて修正を加えた答申骨子案に関し、事務局からご説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、番号なしの資料で、中間答申骨子案ということにつきまして、40ページと大部にわたることに結局なっておりますけれども、前回主査からお話がありましたとおり2カ所調整中というところがございました。

昨日部会の方に主査の案ということで、その埋めたものをご報告いただいたわけですが、そこについてご指摘がありまして、それについて反映させたところも含めて、2カ所のところを中心にご説明いたします。

まず1カ所目でございますけれども、ダビング10の経緯を説明した後の合意形成に向けた経緯と、それから今後の進め方をどうしていくかということに関する提言の部分でございます。基本的には6ページから8ページにかけての部分でございます。

昨日の部会のご議論でも、やはり合意形成の過程を丁寧にトレースした上で、合意形成の経緯に照らして、じゃ、答申としてこの後のことをどう考えていくのかといったことをきちんと書くべきだというご指摘がありまして、それで6ページ以下の記述になっております。

6ページから7ページにかけましては、フォローアップワーキングの設置から始まりまして、その後フォローアップ会合での議論、文科省さん、経産省さんにおける色々なお取り組み、そういった動きを受けた後の6月19日第40回委員会における各委員のご発言及びご

提案、合意形成といった経緯をトレースした後に、8ページにおきまして、そういった過程を踏まえて今後のことをどう考えていくかということに記載しているところでございます。

6ページから7ページにかけて、このところについては6月19日にありましたご発言のところを事務局の判断で拾わせていただいておりますので、このところについては後ほど色々なご紹介をしている中でまた委員からご指摘、ご修正いただきたいと思いますが、基本のところでは、流れを追うという意味で事務局が拾わせていただいたものを、とりあえず入れさせていただいているところでございます。

6ページの(1)のところでございますが、フォローアップワーキングで確認されたフォローアップワーキング構成員の間での共通認識。それから、必ずしも共通認識は得られていないところ。(2)については、経産省と文科省さん、ダビング10の早期実施に向けて環境整備といった内容。それから(3)については、まずは6月19日に行われました委員会において、消費者団体あるいは権利者団体、受信機メーカーさん、放送事業者さん、それぞれのお立場からどのような発言があったかといったようなことをトレースしてございます。

消費者の立場からは、クリエイターへの適正対価の還元をめぐる色々なご議論が行われたわけですが、消費者としてもそれを決して否定していない。才能ある多くの若者がコンテンツを創造する仕事を選択するインセンティブを絶やさないとといった観点から、審議会の中でもそのための具体策を真剣に検討するべきではないかという問題提起があり、それから一方で、この審議会がまさにコピーワンスの改善ということに当初から取り組み検討を行ってきた。審議会の責任を果たすという観点から言えば、外部で色々な動きがあったり、あるいは制度の検討が行われたりするけれども、そういったこととは関わりなく主体的に検討・判断した上で開始期日を決めていくべきだといったご発言があった後、権利者団体の方から、適正な対価の還元ということをめぐる考え方としては、やはり対価の還元とは補償金ということに関わる関連性をご指摘の上、経済産業省さん、文科省さん両省の合意に関する考え方が示され、現状に関する認識、その中でも権利者が常に消費者の利便性の確保に最大限に配慮していくといったご発言があり、受信機メーカーさんの立場からはダビング10の環境整備といったことに向けた経産省さん、文科省さんの調整ということについて評価するというを受け、そういった合意に関して全ての関係者間で理解が深まって、ダビング10の一刻も早い実施につながるということの期待感。放送事業者のお立場からは、四次答申以来真摯に準備を進めておられ、準備は整っている。あとは早期に合意が形成されて期日が確定するという。それに対する期待感。そんな一連のご発言があった後に、権利者団体さんからご提案ということがありまして、開始期日を早期確定することについて委員会にて合意形成が行われたという経緯をたどったわけでございます。

8ページには、それを受けました審議会としての考え方が書いてありまして、まずは7月

5日をめどにダビング10の開始期日を確定して、運用開始ということに努力すべきと。これについてはただいま、7月4日午前4時を開始期日とするというご報告がございました。

そういった合意の形成過程で何度か言及されました補償金制度につきましては、早期の検討に関する合意形成を期待するものではございますが、審議会の検討対象ではないという点について特段のご異論は見られないということ。それからクリエイターに対する適正な対価の還元という第四次答申の共通認識については、審議会としては補償金以外の側面から対価の還元の具体策ということを継続して検討していくところが必要と。

具体策の例としてはコンテンツ取引市場の形成という議論をこの場でもやっているわけですが、そういった中で議論されている透明で公正なルール、クリエイターの方々にふさわしい権利と権利に応じた適正な報酬といったコンテンツ取引市場における議論ということが、例えば一環としてとらえられるのではないかとといったことを種々まとめてございます。

以上がダビング10について、合意形成までの過程と、それに基づく審議会としての今後の進め方に関する考え方という部分でございます。

それから、もう1か所調整中ということでお示しをしておりました。今度はエンフォースメントにかかわる議論について、今後の検討課題、提言ということでございますが、ちょっと飛んで20ページの方へ行っていただけますでしょうか。

先ほど先生からお話がありましたとおり、先週19日の委員会後、翌日技術ワーキングが先生によって招集されまして、そこでこの調整中とされたところについてどういった提言を行っていくべきかについて審議が行われたわけでございます。

それで、その審議を反映した案を先生に作成いただきまして、部会に報告をいただいたわけでございますが、そこで議論されたことを何点かご紹介しつつ、内容を簡単にリファーさせていただきますが、まず一番大きかったのは、委員会審議においてエンフォースメントについてどのようなことが指摘され、どのような問題があるという指摘が行われたのかということ。そこをきちんと整理し、明記をすべきではないかという点でございます。

それが20ページの①、②というところに示されているわけでございますが、問題点の指摘の大前提といたしまして、何でエンフォースメントのあり方という議論が必要なのかというところ。そこがi)の(a)、(b)というところに書いてあります。

一つのご議論は、地上デジタル放送がいわゆる基幹放送という性格を持っていること。すなわち、あまねく普及ということが求められて、であるがゆえに視聴者への影響が非常に大きいといった特徴を持っているということ。それが1点目のご議論としてございました。

それから、であるがゆえに、基幹放送であまねく普及、それで非常に影響が大きいということがあるから、コンテンツ保護にかかわるルール、その担保措置ということについて、視聴者・消費者の参加を得たオープンな議論ということが求められるんだと。それが共通認識

としてあったということかと思えます。

そして、そういう問題意識のもとにどういった指摘が行われたのかということについて、20ページの下の方に片括弧で3点ほど整理させていただきました。

一つは視聴者が持つ意識の問題。2番目がエンフォースメントにかかわるコストと効果の問題。それから3点目が、基幹放送つまりあまねく普及という点でとらえられる基幹放送の性格にかかわるもの。この3点で整理ができるのではないかと考えてございます。

それで21ページに、この3点につきましてこれまであったご指摘ということ、とりあえず文章化して短くまとめてあります。

まず視聴者の意識にかかわる課題ということについては、やはり今のエンフォースメントのシステムでB-CASカードというカードが必要とされる。そのカードの取り扱いについて、一定の知識と取り扱いに関する注意が必要となるということ。そしてアナログ放送のときにはなかったこのような事前の知識やあるいは注意ということが求められることについてストレスを感じていらっしゃる視聴者の方が多数に上っているという可能性が非常に高いんじゃないか。受信機を普及促進するという観点からは、こういったストレスを感じさせるようなシステムの改善ということが必要なのではないかといったご指摘が、まず一固まりとしてあったかと思えます。

次にコスト効果論ということでございますが、エンフォースメントというのはコピー制御の実効性の担保ということを目指しているわけでございますが、その仕組みを維持するためには当然ながら一定のコストを有しているわけでございますし、それとの関係で見合う効果は確実に得られているのか。その点に関するご疑問が何点か指摘があったわけでございます。そういったコスト対効果は確実に得られているのかという観点から、今の技術と契約をベースとするシステムの見直し、あるいはアメリカで一時導入が検討されました制度を参考とした制度面のエンフォースメントの検討といったことの必要性のご指摘が、何点かあったかと思えます。

それから3点目として、基幹放送の性格にかかわるもの。すなわち基幹放送の特徴というのは、先ほど申し上げたとおり法律によって放送事業者さんにあまねく普及の努力義務が課されている。そうすると、全ての視聴者の方々に放送を視聴可能とするということを政策目標としているわけでございます。しかし、全ての視聴者の方々に見ていただくということを前提としているにもかかわらず、一旦、放送波は暗号化され、視聴が不可能な状態となった上で、また改めて全ての受信機で複合して視聴可能としている。この点についての違和感ということに関するご指摘もあったわけでありまして、そういう前提のもとに、暗号化を用いない制度によるエンフォースメントについての検討が必要じゃないかというご指摘もあったところでございます。

なお、今申し上げた3点の様々なご指摘につきましては、実際のご発言を何か所か拾わせていただいております。ここでは詳細な説明は避けませんが、15ページから16ページにかけてエンフォースメントにかかわる指摘や意見ということで、15ページには先ほど申し上げた視聴者の意識に関するもの、それから16ページには2)としてコストや効果に関するもの、3)にはいわゆる基幹放送に関するもの。今はとりあえず文章化してまとめさせていただきましたが、ここでは実際にご指摘のありましたご発言ということ拾わせていただいて、再掲させていただいております。

以上のように20ページと21ページで、委員会の場でエンフォースメントについて何が問題で何が課題と指摘されたのかという課題の特定ということ、まず前段でやるべきではないかという技術ワーキングでのご指摘に沿いまして、この点についてかなり詳しい記載をさせていただいたということでございます。

しからは、こういった特定された課題に応じて何を検討していくべきなのかということでございますが、そこで22ページをごらんいただければと思います。技術ワーキングにおきまして、課題の特定、後に、それではそれをどういふスタンスで検討していくのかということについて、ご議論があったわけでございます。

ここでは項目として、検討の範囲、検討の進め方という2点について整理をさせていただいているわけでございますが、まず検討の範囲ということについては、やはりエンフォースメントあるいはコンテンツ保護のルールに関するそもそも論ということとの関係で、検討の範囲を限定するという作業を行っているところでございます。

すなわちコンテンツ保護のルールというのは、これはもとはと言えばコンテンツも提供したいわけです。これは色々なものが色々なネットワークを介して提供されているわけですが、これはビジネスモデルの一環ということでございますから、そのルールを担保するというのも基本的には民間の自助努力ということが原則なわけでありまして。

自助努力である以上は、当然その内容も民間で自由に定められるべきということでありまして、そういった原則にかんがみますれば、今回審議の対象とするのは冒頭申し上げましたようなあまねく普及といったような特徴を持っている地上デジタル放送、いわゆる基幹放送というように対象は限定されるべきだということが、検討の範囲というところを書いてございます。

次に進め方ということでございますが、先ほど検討過程において幾つか手段を検討すべきじゃないかというご指摘があるわけでございますが、技術面、制度面、色々な手段を検討するに当たりまして、じゃ、最終的にどれをとるのかという議論の段階は言うまでもないことですが、この後に色々指摘してあります課題を検討していく各過程におきまして、民間による自助努力による解決手段、それに関わる議論が十分尽くされているのかどうかという

点に常に立ち戻り、慎重に検証していく必要があるのではないかということが、一つスタンスとして挙げられております。

それから制度、技術。個別具体的な手段の検討に着手する前に、まずは双方の選択肢の基本的な考え方あるいは仕組みといったことを明確化した上で、それぞれ前段までに色々指摘されました課題解決の方法として馴染むか否かを検討することが必要であろうということでございます。

こういった検討の基本的なスタンスのもとに、上の箱の真ん中の丸にありますとおり、今どの選択肢がいいのか、あるいは今の手法を変更する必要があるのかないのか、変更とした場合どのような方法か。これは今の段階で結論づけることはできない。ただ、先ほど申し上げたような様々なご指摘、問題点が、視聴者、権利者の立場等から行われていることは事実でありますので、そういった問題を真摯に受けとめてエンフォースメントに関する検討を行っていくということをご記載してございます。

いずれにしても、今のエンフォースメントの手法について、常に視聴者にとってよりよい手法を模索していこうということについては、少なくとも技術ワーキングあるいは本委員会の場で認識の相違は見られないということは再確認してございます。

あとは23ページ、24ページ。今のようなスタンスでどのような課題を検討していくべきかということにつきまして、例えば今後検討し深掘りしていく課題として、エンフォースメントの実効性、適切なルールのあり方、あるいはルール違反の場合の措置と、幾つか課題を挙げてございます。いずれも今までそれぞれ選択肢を整理していく過程でご指摘のあった、しかもこれから深掘りをしていかなければいけない問題点でございますが、それについて今後こういったところを深掘りしていったらどうかということが書いてございます。

一例を挙げれば、制度と技術ということをもし仮に言うのであれば、本質的に制度の方がスピードバンプ（一時的な減速効果）ということしかないんじゃないかという意味では、技術・契約によるエンフォースメントに比べてやっぱり実効性が薄いといったことを正面からとらえて議論していく必要もあるんじゃないかということでございます。

24ページには、今後検討は当然継続していくべきですし、それから検討のスケジュールということも一応念頭に置いておくべきだろうということでありまして、検討の継続と検討体制というところについて当審議会で議論していく立ち位置ということをご改めて書いてあります。まず検討対象は基幹放送という性格を持つ地上デジタル放送コピー制御、あるいはエンフォースメントの具体的なあり方であると。

当審議会の観点としては、まずは放送コンテンツの品質の維持・向上、そのためのコンテンツ保護、それから見ていただく視聴者の利便性の確保といった観点から、審議会におき継続して検討していく必要があるということ。

それから審議の過程で色々なことをご指摘いただきましたが、引き続き関係省庁さん、それから例えば部品メーカーさんとか、流通事業者さんといった方々も、これからの議論には参加をいただく必要があるんじゃないかといった検討の体制についてのご指摘ということを踏まえた書き方がしてあります。

今後のスケジュールについてはこの②にありますとおり、ほんとうに今の段階では色々な可能性がありまして、これは技術でいくのか、制度でいくのか、両方併用するのか、あるいはもしかしたらまた別の選択肢があるのか。そこら辺は今の時点でこれを決めることはできないわけではありますが、ただ、メドとしては2011年デジタル全面移行時ということが、一つエンフォースメントについての区切りの時期ともなるであろう。そうすると2011年の全面移行時には、仮に今の方法を変えるのであればそれが決められ、かつ運用が開始されるということが望ましいであろうという考えのもとに、あと3年弱でございますので、例えば1年ぐらいをめどに一定の結論を得る努力をしてみてもどうかというような提案がされております。

以上が、技術ワーキングにおける議論を踏まえまして、村井主査のご指導のもとに作成させていただいた、調整中とされておりましたところの議論でございます。ちょっと長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

本日は、今ご説明いただいた2点についてご確認をお願いいたします。

まず1番目のダビング10に関する今後の進め方ですが、今の事務局からの説明にもありましたが、昨日、部会に答申骨子案を諮り、委員の皆様からご指摘をいただき、それを受けて、政策部会長、委員のご指摘を含めるよう事務局に修正をお願いし、本日の修正版となって、今ご説明いただいたという経緯です。

基本的には、昨日指摘していただいたのは、期日確定に関する合意形成に至るプロセスを正確に書くということで、そこは丁寧に記述いたしました。それから今後の検討の進め方についても、色々な立場があると思いますので、その表現を明確に致しました。

前回からご説明申し上げているように、この委員会の中間答申に関する文言は、各委員の皆様にはそれぞれのお立場がございますので、どういう意見があったかを明確に、透明に書いた上で答申とするということを繰り返し皆さんにお願いし、お話ししてきております。そのようなこれまでの進め方を鑑み、この部分はこれだけ丁寧に書いておいた方が良いでしょうという配慮からの修文です。答申案を完成させるプロセスの中では、今からであっても皆さんのご発言の事実関係等に関して必要な修文を追加させていただくということではありますが、基本的に今示していただいた骨子の流れや項目については確定させたいと考えております。

この部分について何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、こういう形で進めさせていただきます。これから出てくる文案において、本件に関する皆さんのご意見の集約をお願いします。

それでは2点目、コピー制御のルールに関するエンフォースメントに関してですが、これも前回の委員会では調整中ということで空白でした。その後、技術ワーキングを前回の委員会の次の日に開催し、議論をしていただきました。その結果を踏まえて私が作成した案を昨日、情報通信政策部会に諮っていただき、骨子として情報通信政策部会では了解を得ました。

その部会にお諮りした案につきましては、前回の委員会で、部会の方のご意見を踏まえ、また皆様にご相談と確認をした上で、答申案にどのように記述していくかという確認のプロセスに移ることをお約束しております。技術ワーキンググループを経て骨子案を作成し、部会を経て承認をされた内容に関して、皆さんのご意見を今日は一通りお伺いしたいと思っております。

技術ワーキングでの議論ですので、まず技術ワーキングに参加をしていただいた放送事業者とメーカーのお立場からご意見をいただき、それから皆さんのご意見を伺うという順番で進めさせていただきたいと思えます。

まず関委員から、ご発言をお願いいたします。

【関委員】 具体的には20ページから後ろの提言というところになって、その一種の結論というようところが24ページということだと思いますが、実際の文面がどういうふうになるかということもありますけど若干長いので、今一字一句云々ということは言えないんですが、基本的にここに書かれているのは技術ワーキングの方の20日の検討の結果を受けながら記載されているということで、特に24ページのところで今後の検討のスケジュールというところもありますが、そういう意味では記載されていることに関してはこのとおりで結構かと思えます。

具体的には委員会でも放送事業者側から2回ほど、今ワーキングの方で検討している制度・技術両方の像と、それから比較というほどではないかもしれませんが、検討のプロセスをご説明してまいりました。今後とも制度・技術両方の方向で何が適切かということに関して方向性を探っていく議論、そのための課題をまとめてございますので、それに基づいて検討していくことが必要だと考えております。

ということで、この提言に関しては、こういう提言でよろしいのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

藤沢委員、お願いいたします。

【藤沢オブザーバー】 関委員の意見と私も同意見です。

技術検討WGにおいて様々な意見が出されまして、その結果といいますか、どういう意見

が出されたかということについてはこの場でもご紹介させていただきましたけれども、今後議論を展開していく上での材料はこれでそろっているのではないかと思います。

これからは各課題について肅々と、この提言にあるようなスケジュールに沿って進めていくのがよろしいのではないかと考えます。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それではメーカーのお立場、今日は松下電器の榊原さん、お願いいたします。

【榊原オブザーバー】 まず20ページの提言の検討課題のところなんですけれども、3つの観点からこちらの委員会で色々な方が課題を指摘されているということで、その次のページに色々な課題が例として挙がっています。技術ワーキングに課せられた課題というものがあ程度は特定されないと解決というものができない。これは例だということなので、そのほかにもあるのかもしれないですし、実際にこの課題自体が、よくよく考えてみるとそんなに課題ではないというものもあるのかもしれない。ですからここにもしつけ加えれば、やはり課題の例としてだけにとどまらず、課題の特定が課題を解決する前提としては必要なのではないかなと思います。

課題が特定されれば、当然その課題の解決に必要なエンフォースメントのあり方が何かと。それは技術なのか法律なのかというところへ行くのだらうなと思います。それが課題についての意見です。

それから22ページ以下で検討の進め方ということでまとめていただいています、実際に技術ワーキングでも意見を申し上げた点を記載いただいているんですが、検討の進め方のi)のところで、民間の自助努力による解決手段に係る議論が十分に尽くされているかという論点に常に立ち戻りというところなんですけれども、以前の委員会でも、また技術ワーキングでも申し上げたとおり、やはり産構審であるとか、産構審に限らず一般原則として、法規制の前に民間の自助努力が十分なされたか。十分というレベルはどこまでが十分かという評価は幅があると思うんですけれども、それがなされるのが原則だと。これはそのとおりその部分について記載いただいているんですけれども、その下のところに、技術と法律の双方の選択肢を見ていきましょうということなんですけれども、やはり法律、法規制とか行政の介入というのは、できない場合には必要最小限でやるというのは私的自治の原則とか世の中の常識なんじゃないかなと思うので、その前後関係というのは明確に確認をいただきたいなと思います。

それから民間の自助努力が原則といった場合には、現行の技術の方式というものがあって、それ以外にも色々な技術方式が無数にあると思うんですけれども、コストのことを考えなければ、課題を解決できる技術解というのは絶対あるんだらうというようなことを、どなたか、

大山先生でしたか、おっしゃっておられたように思うんですけども、現時点ではそういう検討というか、双方を比較するといっても技術解の方の話というのは全然出てはおりませんので、それは今後の検討のプロセスとして当然予定をされているんであろうなということも確認をしておきたいなと思います。以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございます。引き続きまして、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 エンフォースメントについてでございますよね。

【村井主査】 そうです。

【河村委員】 あまり整理されていないんですが、幾つかこの中で気になりました。今のシステムというのがB-CASとスクランブルということだと思うんですけども、まず1箇所気になったのが、23ページのエンフォースメントの実効性というところに、制度によると、技術・契約によるエンフォースメントに比べ実効性が薄いのではないかと書いてあるんですが、これから出るすばらしい技術というのを別にして今のシステムでいうと、私はシステムとして破綻しているのではないかなと思うので、そこで実効性という意味でいったら現時点実効性がほとんどないと思っていますので、技術による方が実効性が高いというような書き方に抵抗を感じました。今破綻しているのにどうしてかしらと。

あと、先ほどの課題は課題と言えるのかしらというようなことを榊原さんがおっしゃったように思うんですが、私はこの書き方がちょっと弱いかなと感じています。現在のエンフォースメントについては、今言った既に破綻しているじゃないかという点もすごく大きな課題ですが、それとは別に、基幹放送にスクランブルをかけているという大きな問題点があると思います。事の是非はともかくコピー制御ということのためにやっているのに、スクランブルによって、地上波のテレビ放送を受信できるかどうかがかそこにかかってしまっているということです。全くコピーなどしない人にもスクランブルで飛んでくる。あまねく受信できるかどうかということよりも、権利者さんの権利を守るルールどおりかどうか優先されている。

ここを読みながら頭の中で想像したんですけども、例えば災害によって山の中で土砂崩れが起きて取り残された人が、電気がかろうじてあって、テレビを見ようと、そこから情報を得ようとしたときに、B-CASカードがないとか、破れてしまったという場合、このシステムは、コンテンツ保護ルールどおりかどうかということの方が、大切な情報が得られるかどうかよりも優先しているんだなと。そういうところがすごく何か違うと感じます。消費者としては制度によるエンフォースメントがいいかどうかはまた別の問題としても、基幹放送にスクランブルをかけるのはやめるべきだと申し上げたいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 ここに書いていただいている中で、河村委員もご指摘になりましたけれども、制度のエンフォースメントについて、困難だとかということを書いていらっしゃる。これはこれから検討していく中の一つととりあえずは読んでおこうかなと思いました。

だけれども、やっぱりちょっとそこだけ抜き出して書いてあって、私たちがもともと課題だと思っているものに対してのお答えはまだ全くいただけていないので、これからワーキングなどでご検討いただいたものをこの委員会に、こういういいところ、悪いところ、こういうことができる、できない、こういうコストがかかるとかというようなものを色々と、それこそ選択肢というか情報を出していただいて、その中で放送事業者の皆さん、メーカーの皆さん、権利者の皆さん、消費者の私たちのみんなで、有識者の先生方と一緒に、どういのが一番いいのかというのを検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひこれからもより広い視野で検討を進めていただきたいと思います。

それから課題の特定につきましては、これも河村さんがおっしゃいましたけれども、何が課題だと思っているのかというのは、ほんとうに地上放送をデジタル化ということで色々な協力をしている国民自身が、課題として感じていれば課題なのだと思います。それが地上放送、基幹放送というものの役割だろうと思いますので、みんなが2011年に向けて色々な努力をしなければいけない状態の中で何かネックになるというものがあれば、やはりそれは解決の方向に向かっていきましょうということはこの中にも多分書いてあったと思いますけれども、それが原点なんだろうということももう一度強調しておきたいと思います。

それから民間の努力のお話。まずは民間の問題だろうというお話がありましたけれども、そうだとすると、民間の努力でどういうことができるのか云々の話をこういう場で決めさせていただきたいというのが強い願いです。といいますのは、もしこのルールが、じゃ、新しい技術界でこういうのがありますからこれにしますと関係の皆さんだけでお決めになってしまったら、国民がすごく、消費者が課題だ、これはちょっと使いにくい、嫌だなと思ったものがあっても、選べません。もうそれを買うしかないんです。私たちは昔買い控えだとか何とかとって、この業界の皆さんと闘ったことがありましたけれども、今回はそれすらできない、これを受け入れなければ見ることができないということになって、それは見ないという選択肢しかなくなるので、そういうことにはならないように、ぜひみんなが、ああ、これなら受け入れられるなというところの解を、みんなで見つけていきたいと思えますし、毎回何度も申し上げますが、基幹放送である地上放送へのスクランブルについては全く必要がないものだと思いますし、ぜひ外す方向で考えていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 私は昨日政策部会の方でも色々ご意見を申し上げまして、村井先生、事務局にもご苦労いただいてかなり盛り込んでいただきましたので、特段このペーパーに関する意見と

いうことはございません。ただ、先ほどメーカーの方からのご意見の中で、やはりここを基本認識として一緒にしなくてはいけないなというところがあるので、その点だけ申し上げたいと思います。

課題が必要でないものもある、何が問題かわからないというようなご発言があったんですが、私もそうなる困るので、昨日の席上で、そこに関しては丁寧に書き込んでほしいということをお願いして、実は先ほどの説明でははしょられたと思うんですが、15ページから16とかに、その課題、指摘、意見というものを詳しく書き込んでありますので、それは委員会で出た意見であったり、パブリックコメントに寄せられた意見であったりしますので、それをきちんと整理して3つに、視聴者の意識に関わるもの、コストの効果に関わるもの、基幹放送の性格に関わるものがあると非常に明快な整理をしていただけたのではないかと考えています。

それから民間の自助努力が十分にされたか、それでもできなければ制度や法規制が来るものだという議論があったんですが、既に自由でやってきた結果がコピーワンスで、それを修正するのにこれだけの時間がかかっているという事実があり、そして今申し上げましたように色々な課題がある中で、制度と技術の両面から実効性確保をどうするのかというのがこの委員会で我々のミッションとして検討しているので、この方向性でいってほしいです。それから技術は無数にあるということだったんですが、無数の技術を無数に示してくれなどとは言っておりません、実効性の確保のあるものだけでも幾つか示してほしいということも実現しないで、技術は現行のものをもってそれがいいのだというようなご説明がどうも多かったように私は思っております。長田委員もおっしゃいましたけれども、やはり我々はオープンな議論を望んでいると。ここまで、わからないながらも一生懸命技術のことについても勉強しながら理解しようとしてやってきたわけですし、また一般の国民の方々にもわかりやすい選択肢を全て隠さず提示した上で、こういうプロセスでこれに今は決まっています、今後技術革新があった場合にはこういうふうに変わる可能性がありますと、ここをきちんと説明する責任がこの委員会にもありますし、情報通信審議会の方にもあると考えていますので、この方向性を崩さずにやっていくべきだと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 何かほとんど言われてしまったので申し上げることはないような気がするんですが、繰り返しになってしまうんですが、やはり論点として非常に大事なことは、B-CASが破綻しているということ。それはもうどうしようもないわけです。ここでその技術を変えるのか、制度をどうするのかという択一の話になっているところからいって、破綻している事実を、きちっと書くべきで、その解決がミッションなんだということから話が始

まっていべきではないかと思えます。

それからメーカーさんは産構審とかを引き合いに出されて、おそらくメーカーの委員以外の方全員が、そんなことを引き合いに出すのはおかしいという話になったと思えますけれども、やはり公共性です、地上放送の持っている公共性、それから、これから国民が一人一人持たなければならない、持たされるという機械についての仕様を決めていくという話で、産構審のことを持ち出されても話は通らないだろうと思えます。自治、法が介入するべきではないという部分もあろうかと思えますが、自治に任せて変なことになってしまうことは多々ありますので、そのところはやはり制度エンフォースメントがいいのではないかと思えます。

それから技術がある技術があると、技術の検討が先であるとおっしゃいますけれど、また先ほどのお話とかぶってしまいますけど、穴蔵で技術を決められても困るので、技術があるのだったら堂々とこの場に出していただいて、検討材料としていくという中で話を進めていくべきではないかと思えます。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほかに何かご意見はございますでしょうか。どうぞ。

【植井委員】 私も技術検討ワーキングに出ている立場で、今までも幾つか議論を伺ってきておりますが、まさに厳しいご指摘を委員会の場でいただいていると思っております。どちらかというニュートラルな立場でまだ考えるべきだと私は思っておりますが、必ずしもどちらかのシステム、どちらかの制度を優先してどうこうということではなくて、ここは聖域なき検討を加えるべき状況になってきていると考えますので、むしろ公平に比較したものを皆様の場でお出しして、見ていただく、検討していただくという作業が、今後のワーキングにおける重要事項であると認識しております。重ねて、今色々伺いました消費者の方々、あるいは権利者の方々の言葉は重く受けとめるべきだと考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

その他に何かご意見はございますでしょうか。ありがとうございました。

先ほどご説明していただいたのは確か20ページからですが、伺ったご意見を確認してみましたので、今幾つかご指摘いただいた点について述べさせていただきます。榊原さんから課題の特定の重要性についてご発言いただきました。それから幾つかのB-CASに関する点についてもご意見いただき、特に河村委員からは災害時の緊急対応についても触れていただきました。今日はご説明を致しませんでした。B-CASのシステムそのものについても15ページから19ページにわたって幾つか書いてあり、緊急対応についてふれた部分も確認いたしました。16ページの下から2つ目に入っております。

また、制度を設ける前に民間の自助努力が原則という議論がある一方で、先ほど植井委員

には聖域なき検討を加えるべき状況であるというご指摘をいただきました。また、そうした経過を全員が揃うこの場にきちんと反映させるように、長田委員等からご指摘いただきました。その辺りの委員会と技術ワーキングとの連結性については、技術ワーキングで専門的に議論されていることが委員会の場でしっかりと伝わっているかはきちんと気をつかっていこうということをお話しました。えてして、専門家同士で話しますと、何となく分かったような気になりがちなので、委員会の場において透明性が失われるような表現にならないように留意しようと確認し合い、技術ワーキングのご了解を得て、それを反映させるように努めました。そのようなわけで、今ご指摘の事柄は素材としては大体入っているという認識です。

今申し上げましたように、幾つかの観点からのご指摘はありましたが、このエンフォースメントに関する今後の進め方ですが、ここに記述するのは、先ほど榊原さんが最初にご指摘なさった民民の解決方法について議論が尽くされているかを常に意識していくという点で、これも技術ワーキングの方でも何度かご指摘していただいた点です。

それから、技術と制度という2つの選択肢が答申案において出てきています。課題を明確にした上で比較・検証していく作業は重要ですが、ただ、課題を明確にするというプロセス自体も時間がかかりますので、これまでの経緯やこれからのタイムスケジュールを考慮すると、やはり幾つかできることとできないことが生じます。これも技術ワーキングの方で議論したことだと思います。従いまして、民民の解決方法について議論が尽くされているかを常に意識していくという点と2つの選択肢を比較・検討していくという2点が大体基本的な方向です。その方向性が答申案に表現されているかどうかということになります。本日もご意見は大体皆さんからいただきましたから、これで先ほどの前半の部分と同じように、昨日、本日もう一度議論することを前提に答申の案文の作成が部会長に一任されているという状態です。つまり部会長村上さんが案文の作成を最終的に一任されているのは昨日のステータスですので、内側の案文はこちらで作ることになります。

本日の意見を踏まえた答申案を作成するわけですが、本委員会ではその作業を私に一任していただき、この骨子に従った案文を作成して皆さんにご相談します。それを次は村上さんをお願いして、村上さんから総会に諮っていただくという流れでいきたいと思っています。皆さんにはもちろん案文ができ次第速やかに照会をさせていただきます。

さて、時間はどれくらいあるかと、よく考えると、1週間で切っています。1週間ありませんので、すぐこの後から作業に取り掛かりたいのですが、昨日も私は部会に提案する案件が2つありまして、完全性が高いものと低いものと2つ並んで提案することになりました。私は大学の学生の学位の申請においても2つ出すような時には似たような状況は多々経験しておりますから、一応ベテランということで、昨日切り抜けました。これから大変短い時間で作業を行うことになりますので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

昨年8月から20回以上ということで、ようやく答申案の原案を皆さんにお諮りして作成していく段階に入りますが、これまでのところ大変お忙しい中、非常に真剣に議論に参加していただいたことに改めて私からお礼を申し上げますと共に、今後、最後のプロセスということで、答申案に向けてぜひご協力を賜りたいということをお願いしたいと思います。

私からは以上です。事務局からなにかありますか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 委員会だけですと20回以上なんですが、ワーキングを入れますと、ちょっと数えてみると50回に届かんとしている回数になりまして、事務局としても改めまして、大変お忙しいところをここまでおつき合いいただき、かつ、先生から、非常に耳の痛い完成度の低い段階でまことに恐縮ですが、あと数日間おつき合いいただければと思います。よろしく願いいたします。

【村井主査】 それでは、今日の会議は終了いたします。本当にありがとうございました。

以上